

平成20年12月25日

於 教育委員会室

平成20年12月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成20年12月大和市教育委員会定例会

平成20年12月25日(木曜日)

出席委員(4名)

1番	委員長職務代理者	長谷川	愛子
3番	教 育 長	山 根	英 昭
4番	委 員	山 田	己智恵
5番	委 員 長	田 村	繁

事務局出席者

教育総務部長	山 口 進	総務課長	井 上 純 一
学校教育課長	大 澤 一 郎	保健給食課長	浜 田 和 博
指導室長	中 村 敦	教育研究所長	伊 藤 恵 子
生涯学習部長	熊 谷 薫	社会教育課長	堀 内 一 雄
スポーツ課長	林 武 人	生涯学習 センター館長	小 方 明
青少年 センター館長 書記	阿 部 通 雄	図書館長	伊 東 美 紀 子
総務課庶務 調整担当 課長補佐	池 田 直 人		

日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
 - 日程第1(議案第56号) 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行にかかるとの協議について
 - 日程第2(報告第1号) 専決処分の承認について(大和市社会教育委員の辞職について)
 - 日程第3(報告第2号) 専決処分の承認について(大和市教育委員会職員
の人事異動について)
- 7 その他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

書記 青蔭委員から大和市教育委員会会議規則第3条に基づき、欠席の届け出がございましたので、ご報告申し上げます。

なお、本日出席委員数は過半数に達しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項により、本会は成立しております。

田村委員長 それでは、開会に先立ちまして、傍聴の方に申し上げます。傍聴人は議事についての可否を表明したり、審査に支障を来すことのないようお願いいたします。

ただいまから教育委員会12月定例会を開会いたします。

会議時間は、正午までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は3番、山根委員、4番、山田委員をお願いいたします。

続いて、教育長の報告を求めます。

山根教育長 報告に入る前に3点ほどお話しさせていただきます。

大和市議会第4回定例会の初日におきまして、青蔭氏と山田氏のお二人につきまして、教育委員会委員に任命したい旨、市長から提案がございました。賛成多数で決定され、12月9日付で、市長から任命されました。

11月26日、神奈川県学校健康教育研究大会の席上、中央林間小学校の関係者について、3つ表彰を受けております。一つは、平成20年度神奈川県交通安全優良学校表彰で、県下で3つの小学校が表彰され、その中の1校として中央林間小学校が受賞しております。次に、交通安全功労者ですが、県下4名受賞の中で、中央林間小学校区にお住まいの方が健康に関する件で、県下10名受賞の中で、中央林間小所属の学校薬剤師の方がそれぞれ受賞されています。

本日、12月25日の時点で、小・中学校28校全校が冬休みに入っております。1月7日まででございます。

それでは、11月11日以降の件につきまして、報告いたします。

1番目、3番目、12番目ですが、研究発表を行った学校です。文ヶ岡小学校は、「ふれあい教育実践校」ということで、体育科を中心に「学び合い」という内容で、研究発表を行いました。中央林間小学校では、情報教育研究発表会が行われ、「伝え合う力を培っていこう」ということで、国語も取り入れながら、情報を活用した教育実践の発表がありました。林間小学校では、教育課題研究発表会が行われ、「心を言葉に乗せて」ということで、国語を中心にした発表がありました。いずれも時代の課題にマッチしたテーマを掲げまして、充実した研究発表で、受講者からも大変好評でございました。

次に、4番目、「青少年問題協議会の街頭キャンペーン」ですが、これは全市一斉に行ったものの一環で、特に、大和駅東口を中心にしまして、青少年指導員さん、補導員さん、校長会の代表、市民の方々、自治会の方々に、看板撤去やごみ拾いを行いました。

9番目、「大和東小学校の創立30周年記念式典」では、多くの地域の方にご出席いただきました。手づくりの記念式典であったと思えました。

13番目、青少年健全育成大会ですが、個人が1人、団体が1人、それから健全育成活動推進者23名が表彰されています。作文につきましては、小・中・高校36校から1,915点の応募がありまして、それぞれ各学校代表の方がその場で朗読をし、文集も刊行されています。

14番目、安全なまちづくり推進大会ですが、ポスターの安全安心部門で小学生が13人、防犯部門で中学生が12名表彰されております。

最後の「子どもサイエンスフェスティバル」ですが、非常に盛会でした。「理科離れ」と言われていますが、子どもたちも大人も、実は、この分野には非常に興味を持っているのではないかということをおぼせるものでした。詳しくは教育研究所所長からお聞きいただければと思います。この事業をますます発展させていくことができれば良いと思っております。

次に、大和市議会第4回定例会が行われまして、文教市民経済常任委

員会において、一般会計補正予算として、「桜丘小体育館の建替事業」、「北大和市小、西鶴間小の給食調理業務委託」等の関係で補正予算をお願いしまして、無事了承を得ました。その他に、学校給食費につきましての陳情がありまして、議論の末、「留どめ」ということになりました。

次に一般質問ですが、23名の議員の方が質問され、その中で11名が教育に関する質問をされました。

最初に前田議員から、「教育行政について」ということで質問をいただきました。まず、市長に対して、「教育委員会に期待すること」という質問があり、それに対する市長の答弁を受け、「教育委員会はどのように考えているのか」という質問でした。

市長からは、「社会教育については、文部科学省の新しい時代の社会教育の考え方において、従来の概念が大きく変化し、地域の問題解決や市民との協働など、教育委員会の枠を超えた総合的な取り組みが求められています。このため、今回の組織改正において、社会教育を担う生涯学習部門を市長部局に移管し、全庁的な協力体制のもとで総合的かつ積極的な生涯学習を推進することとし、教育委員会をこれまで以上に学校教育の分野に重点的に取り組む体制としました。」という答弁があり、「市長の考え方を受けて、教育委員会では本市の教育行政をどのようにしていくのか」というような質問が続きました。

そこで、「平成18年の教育基本法の改正により、学校教育法の改正、学習指導要領の改訂など、学校教育に関する改革が行われています。また学校教育を取り巻く問題や課題は、いじめ、不登校を初め、多岐にわたっております。これらの制度改革に対応し、諸問題を解決していくためには、何より学校現場における対応と取り組みは基本となるものであると考えます。今後、教育委員会としては、大和市学校教育基本計画のもとで、さまざまな教育課題に対し、より一層教職員に対し積極的に働きかけ、きめ細やかに学校をサポートしていくことに力を注いでまいります。」と答弁いたしました。

次に、河崎議員から、「危機管理及びリスクマネジメントについて」

という質問をいただきました。

具体的には、その質問の一部で、「学校現場においては、子どもたちへの過剰な危機管理は避けるべきだが、どのような見解か。」ということでありました。

そこで、「学校での事故を防止するためには、施設・設備の点検管理を行うとともに、児童生徒への安全指導の徹底を図り、継続的に指導を行うことが重要だと考えます。そのためには、児童生徒が自立的に判断し、行動できる資質や能力といった「生きる力」を育むことができるように、学校内の危険箇所を認識させたり、活動前に想定される危険について指摘させたりするなど、具体的な指導が必要です。子どもたちの安全を確保しつつ、子どもたちが自ら学び、主体的に判断し、行動できる学校環境であることが大切であると考えます。」と答弁しました。

次に、岩崎議員から、「いじめ問題を所管する部署と対応について」という質問をいただきました。

「いじめ問題に対する相談体制は、青少年相談室の『いじめ110番フリーダイヤル』、『ヤングテレフォン』、指導室の教育相談という形で対応いたしております。さらに、スクールカウンセラーや相談員を全校配置し、子どもや保護者が相談しやすい体制づくりをいたしております。いじめ問題を解決していくためには、児童生徒や教職員、さらには保護者や地域の一人一人がいじめをしない、させない、許さないという強い意識を持っていじめをなくすための行動を起こしていくことが重要であると考えています。今年度新たに施策として、『ストップいじめ子どもフォーラム』を開催したほか、保護者向けのいじめ対策のリーフレットを作成し、全児童生徒の保護者に配布したところであり、今後もあらゆる機会をとらえて、いじめ防止に向けた活動の充実・強化を図っていきます。」と答弁しました。

次に、三枝議員から、「小・中学校の学校給食費について」ということで質問いただいております。特にその中でも「学校給食費の未納対策」についてということでした。

「教育委員会は、この未納問題を重要な課題であると認識しており、

滞納の理由が経済的なものである場合には、学校による指導で就学援助制度など、公的支援を勧めることで解消を図るようにはいたしております。また、経済的理由のない、長期の滞納者に対しましては、今後とも督促など、未納解消に向け積極的に取り組んでまいります。未納解決に結びつかない場合、法的措置もやむを得ないと考えております。」と答弁しました。

高久議員からは、「豊かな市民活動を支援するために」という質問をいただきました。「社会教育のあり方」についての見解を求められております。

「日本国憲法の本質にのっとり制定された教育基本法は、教育の目的と理念とともに、国や地方公共団体の責務を明らかにしたものと理解しております。また第3条において『生涯学習の理念』が新たに規定され、第12条では社会教育は国や地方公共団体によって奨励・振興されるべきことを旧法に引き続き規定されていることから、生涯学習、社会教育の充実を図ることは、教育行政の重要な柱の一つであると強く認識しております。今回の組織改正では、生涯学習部門の事務は、市長部局に移り、補助執行によって2部に分かれて執行されることとなります。教育委員会の権限に属する事項はもちろんのこと、文化や生涯学習の推進、市民団体の活動・支援など、行政全般に関わる事項や事業について、市長部局と連携・協力し、効率的で効果的な教育行政の運営に努めてまいります。」と答弁しました。

続きまして、池田議員から、教育の観点より、「農業の大切さ・役割・意義を理解する機会の提供について」という質問をいただいております。具体的には、「学校農園の状況と学校農園で得られるもの」についての質問でございました。

「農地などを借用して、農業生産学習を行っている学校は、今年度は中学校で1校、小学校で8校あり、近年減少傾向が見られるものの、学校農園での活動は、児童生徒が生産の喜びや生産物を大切に思う気持ちを育て、さらに農家の方々とのコミュニケーションの場として、また貴重な経験を得ることができる場でもあります。そこで、学校近郊の農地

などの借用が困難な場合、校内の花壇を農園や菜園に変えたり、バケツ稲の栽培をしたり、独自の工夫を行っております。」と答弁しました。

次に、平山議員から、「公共施設及び住宅地等における農薬使用について」ということで、「中でも学校や保育園ではどのような配慮をしているのか」という質問をいただいております。

「止む無く農薬散布を実施する場合には、児童生徒や近隣住民への影響に配慮し、散布日時、散布箇所などを教育委員会、委託業者、学校の三者で協議の上、実施いたしております。また、決定した散布の日時や箇所、その他の注意事項につきましては、学校や周辺住民の方々へ周知を行っております。散布業務に際しても、人気の少ない早朝の時間帯を厳守し、風の強い日は中止するなど、児童生徒や近隣への影響が少なくなるように配慮いたしております。」と答弁しました。

次に、荻窪議員から、「教育について」ということで、具体的には、「本市の教員において、十分に教員免許更新講習が受けられるのか」という内容の質問をいただきました。

「文部科学省は、来年度からの本格実施に向けて、受講できる更新講習がどの教育機関にも無いということが生じないように、更新講習の確保に努めていくとの考えを示しています。教育委員会としましては、今後すべての教員に対し、制度や更新講習に関する情報提供を積極的に進めていくとともに、年度ごとの対象教員の確認や、受講状況の把握に努めてまいります。」と答弁しております。

平田議員からは、「特別支援教育のヘルパーの増員について」のご質問をいただきました。

「市内特別支援学級の児童生徒数の推移は、毎年数十名程度増加しております。来年度は300名近くにまで増えることが予想されます。現在、市内小学校16校、中学校4校に46人の特別支援教育ヘルパーを派遣しておりますが、学校や保護者からは、その増員を要望する声が上がっていることも承知いたしております。教育委員会といたしましては、児童生徒一人一人に合ったきめ細やかな支援を展開するため、特別支援教育ヘルパーの増員に向け、努めてまいります。」と答弁しており

ます。

もう一つ質問をいただきまして、「養護学校の市内への誘致について」でございます。「今年度に入っても、2回、県教育委員会教育長を訪問し、本市内への県立養護学校の誘致を強く申し入れたところであり、引き続き本市における県立養護学校の誘致を県教育委員会に要望してまいります。」と答弁しました。

菊地議員からは、「英会話教育の推進について」、「平日のスポーツ施設の一般開放について」という質問をいただいております。

「英会話教育の推進につきましては、新学習指導要領の趣旨を受けまして、平成23年度の本格実施に向けて、英語を中心とした外国語活動を、次年度は17時間、22年度は35時間と段階を追って実施したいと考えております。また1年生から4年生につきましても、引き続き外国語活動を取り入れていく予定にいたしております。併せまして、指導の充実に向け、外国人指導者の派遣や、教材の充実、さらに国際理解教育の教育を取り入れた本市独自のカリキュラム開発など、教育環境整備に努めてまいります。」と答弁しました。

「平日のスポーツ施設の一般開放について」の質問に対しましては、「有料スポーツ施設の一般開放に関しましては、利用者の安全確保など、実施に向けて解決すべき課題が幾つかございます。また指定管理者として施設の維持管理を行っている大和市スポーツ・よか・みどり財団との調整なども必要となります。しかしながら、スポーツ活動を通して『健康づくり』や『親子のふれあい』などを推進することは、本市が目指す『健康創造都市の実現』に向けて有効な手段の一つであると考えております。今後、課題の整理を進め、平日の一般開放に適した施設を抽出した上で、まずは試行的に実施を視野に入れて検討してまいりたいと考えております。」と答弁しました。

窪議員からは、「子どもと母子家庭の実態について、こども部とも関連して」というご質問で、具体的には、「低所得世帯の子どもが高等教育を受けられないという状況を少しでも解消するために、本市ではどのような対策が必要であると考えているか。」という質問をいただきまし

た。

「文部科学省は、『教育振興基本計画』の中で、教育の機会均等の観点から、能力があるにも関わらず、経済的な理由により就学が困難な学生に対して、奨学金事業を推進していくと明記いたしております。本市教育委員会としましては、高校生を対象に奨学金給付事業を行っており、給付人数の拡大や、給付月額を増額によって事業の充実を図っております。」と答弁しました。

報告は以上でございます。

田 村 教育長の報告が終わりました。

委員長 質疑がありましたらお願いします。

長谷川委員。

長谷川 今、ご報告いただいた事項の中にはなかったのですが、今年はインフル
委 員 エンザ等の流行が早めであったと聞いています。

学級閉鎖等の状況をお伺いします。

浜 田 本市の児童生徒間でのインフルエンザの流行はなかったと聞いており
保健給 ます。したがって、現在のところ学級閉鎖はありません。

課 長 なお、鳥インフルエンザ等への予防対策につきましては、県の通知を受けまして、「手洗いの奨励」など、今月初めに学校に通知しております。

田 村 ほかにありませんか。

委員長 今回の教育長報告の中の一般質問に関する事で、浜田保健給食課長にお尋ねいたします。

今回、学校給食費の値上げが決定されましたが、値上げが決定することを受けて、もともと未納者がいる中で、徴収状況等について、改善の兆しがあるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

浜 田 最終的には、年度末において確定となりますが、中間的に9月の段階
保健給 で各学校へ問い合わせをした結果、徴収状況としては、ほぼ横ばい
課 長 ございました。そのようなことから、この12月、1月初めから、事務局のほうで全学校を訪問し、未納の問題を中心に、校長先生とヒアリングの場を持ちたいと考えております。

田 村 委員長 この問題は、どの市町村でも苦勞をしているわけですが、最近では法的手段に訴えるところが出てきております。数百万という未納額ですから、これは、何としても値上げと同時に解決しないと値上げの意味合いも薄くなりますので、何か方法を考えていただきたいと思います。学校サイドからの督促については、もう前から限界であると言われておりますので、ご検討ください。

ほかに何かございますか。

ほかにないようでしたら、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。

議 事

田 村 委員長 それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 5 6 号「大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

井上総務課長。

井 上 総務課長 19日金曜日に、第4回市議会定例会の最終日におきまして市の組織再編を目的とする「大和市事務分掌条例の一部を改正する条例」が可決されました。

このことによりまして、大和市全体において行われます組織の改正に必要な市長部局の組織としての枠組みが、部レベルで整ったということになります。

教育委員会といたしましては、現在の教育総務部と生涯学習部の2部制から、1部制の教育部として学校教育に特化していくこととなります。

そのため、現在、生涯学習部で執行している事務につきまして、市長部局で執行することとなりますが、この方法といたしまして、いわゆる補助執行という方法をとることについては、既にご存じのことと思います。

補助執行という方法ですが、地方自治法第180条の7に基づきまし

て、教育委員会の権限に属する事務を市長部局の職員に執行させるというものでございます。市長部局の職員に補助執行をさせるには、市長との協議が必要となります。本日提案されているこの議案につきましては、従来、教育委員会で執行してきた生涯学習部の事務のうち、どの事務を補助執行とするかということと、市長と協議を行ってよいでしょうかということについて、審議をお願いするものでございます。

お手元の資料ですが、現行の生涯学習部の事務と組織再編後の市長の事務の対比表を用意させていただきました。こちらの資料を元にご説明します。

議案の「協議書」ですと、補助執行とする事務のみが記載されていますので、こちらの比較表のほうが現行の生涯学習部の事務が補助執行によってどのように変わっていくのかが比較できることから、この対比表を主に説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、対比表の左側ですが、こちらにつきましては現行の生涯学習部の事務を課別にまとめたものでございます。また、真ん中の部分ですが、補助執行させる組織再編後の部・課名です。そして、その右側がその部・課が分掌する事務ということで、3つに分けさせていただきます。

網かけをしている部分については、教育委員会からの補助執行とする事務となっています。それ以外の部分は、市長の事務として移管をしていく部分でございます。

総括的なところですが、この組織再編を一つのきっかけといたしまして、規則に定められております従来の生涯学習部の事務を整理しております。また、庶務事務につきましては、「総務に関すること」という文言に統一して変更しております。

さらに、補助執行事務を教育委員会の意思決定のもと円滑に行うために、すべての課及び教育機関に、市長部局としての事務で、「教育委員会との連絡調整に関すること」を入れることといたしました。この事務につきましては、「大和市事務分掌条例の一部を改正する条例案」に対する教育委員会の意見を、先般決定していただきましたが、その中の1

点を反映させていただいたということでございます。

それでは、具体的な内容の説明に入らせていただきます。

社会教育課ですが、現在の社会教育課の事務のうち、6番から9番の事務につきまして、「文化財保護に関する事務」であることから、文化スポーツ部の文化振興課の補助執行といたします。それ以外の1番から5番までの事務については、市長に移管いたします。

続きまして、現在のスポーツ課の事務ですが、まず1番目に関しては、都市公園施設である運動場などの管理を市長から補助執行を受けていたものですので、そのまま市長の事務といたします。

3番から11番までの事務につきましては、補助執行といたします。

図書館の事務ですが、こちらについては、「連絡調整の事務」以外は、すべて補助執行といたします。視聴覚ライブラリーについても同様でございます。

最後に、次の社会教育課の事務ですが、文化スポーツ部の生涯学習センターに社会教育分野を分担させるものでございます。

1番、2番ですが、生涯学習に関する事務ですので、そのまま市長に移管いたします。

次に3番の「社会教育の総合的な企画調整に関すること」ですが、今回、この事務を明記し、社会教育分野のコーディネート機能を明確に位置づけるものでございます。

18番までは、社会教育及び公民館に関する事務の一部でございまして、こちらは補助執行といたします。

続いて、つる舞の里歴史資料館の事務ですが、こちらについても、文化財保護に関する事務ですので、すべて補助執行といたします。

青少年センターの事務ですが、1番につきましては、市長から補助執行を受けていたものですので、そのまま市長へ移管をいたします。また2番と3番については、市長部局の事務として法律上差支えないと判断しまして、市長部局に移管します。

4番と5番につきましては、児童福祉法に基づく事業でございまして、市長の事務といたしますが、その中で、特に4番につきましては、

学校との連携が必要不可欠となります。先ほどの「教育委員会との連絡調整に関すること」という事務が、ここで活かされると考えております。

6番から10番までについては、青少年教育に関する部分ですので、補助執行としまして、11番につきましても青少年センターは教育機関であることから補助執行といたします。

以上が、現行の生涯学習部の事務のうち、補助執行とする事務、市長に移管する事務の説明でございます。

最後の左側の部分、まず1番でございますが、補助執行に係る部分で市議会での一般質問に対する答弁や説明等が想定される中で、教育委員会としての答弁を求められることとなります。教育総務課による調整の中で、文化スポーツ部長、こども部長などに答弁や説明をしていただくという内容でございます。

次の2につきましては、この教育委員会定例会、臨時会、その他の勉強会、協議会において、出席をし、説明をさせるという内容でございます。

続いて3番でございますが、生涯学習センター、図書館などの教育機関における備品など、教育財産の管理事務を行わせる内容になっております。

お戻りいただきまして議案書の2枚目、「協議書」をご覧くださいと思います。

「大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行について」という文書ですが、こちらで示している補助執行をさせる事務というものは、先ほどの対比表の中で、網かけでお示しをさせていただきましたものでございます。ここで、市長に協議する「協議書」という形式で整理をしたものでございます。

この協議書の最後になりますが、2、3、4、5、6という番号がございます。こちらにつきましては、これから補助執行を来年から行うに当たりまして、細かい条件、あるいは留意事項などについて定めたものでございます。

以上、平成21年4月1日から施行する予定でございます。

次に、今後の予定ですが、本日、この教育委員会定例会でご審議をいただき、決定されましたら、市長にこの協議文書を提出したいと考えています。

また市長からの協議書に対する回答につきましては、来年1月の教育委員会定例会で改めてご報告をさせていただきます。

説明は以上でございます。

田 村
委員長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

長谷川委員。

長谷川
委 員

この組織再編については、この委員会でも熟考しまして、さまざまな意見を述べさせていただきました。

今度は、いよいよ補助執行についての議案を審議するわけですが、伺いたい部分があります。協議書の最後のページの2、3、4、5、6とありまして、4番、「この補助執行において、その執行に当たり疑義のある事項または異例と認める事項について、あらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。」あります。これは、具体的には、事務局サイド同士での問い合わせ程度のものについてなのか、それとも教育委員会定例会で付議し、「指示する事項」を決定することを想定されているのか。もしくは、緊急の場合などで、教育長の専決事項として処理することもあるのかと思いますが、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

田 村
委員長

私もこの4番については、少々疑問があります。この「指示する」という部分において、具体的にどの段階で教育委員会が関与できるのか。実際は、この事務のほとんどが、今度新しくできる文化スポーツ部と子ども部で処理されると思いますが、最終決定権は教育委員会にあるということとは理解しますが、その兼ね合いからご説明をお願いします。

井 上
総務課長

基本的には補助執行という形で業務が行くわけですが、これはいわゆる補助的な事務という意味ではありません。この事務についての最終権限は、教育委員会にあるという意味であります。当然、その内容によっ

ては、教育委員会の意見を踏まえ、決定しなければならないものもあります。

疑義のある事項すべてについて、この定例会において決定して指示をするということはありませんが、このような条文を入れておくことによって、権限は教育委員会が留保しているということを表明しているわけであり、「疑義がある場合」、「異例と認められる事項」は、現在のところは、具体的な想定はありませんが、そういったものをきちんとあらかじめ、教育委員会と協議の上、進めていきたいと思います。

長谷川 委員 具体的なイメージが湧いてこないような気がします。

委員

田村 委員長

結局、現在生涯学習部で行っていることは、教育相談部門を除いて、大半が補助執行という形になったわけで、実際には、ほとんどの事務は新設された2部で処理することになると思います。ですから、決定権は元の執行機関にあると言っていますが、それは形式的なことで、ほとんど既に決定されていることを、私たちは、最終段階で知ることにはできると思いますが、中身を実質的に検討する機会はほとんどないように思えます。ただし、教育部としては、この網掛けの部分が流れてくることに関してなかなかの事務量はあるかなと懸念しています。この辺が複雑になったかなという思いがありますが、今後の展望はいかがでしょうか。

山根 教育長

これは、教育委員会が権限を持っている以上、「丸投げではない」ということを書いているものです。具体的には、想定できない事態に対応するための条文であると考えています。

田村 委員長

しかし、実際は、「丸投げ」のようになってしまっているのではないかと思います。

山根 教育長

確かに、事務の多くの部分は、この補助執行を受ける事務局のほうで担うことにはなります。

田村 委員長

実際は、動いてからでないといけない部分があるとは思いますが、やはり、不安はあります。

井上

補助執行をこれから行う市長部局は、この補助執行を受けた事務につ

総務課長

いての意思決定は、当然その中で行います。ただ、権限そのものについては、教育委員会にございますので、最終的な決定権、「教育委員会の会議に付議して決定する」なども含めて、教育委員会にすべて戻ってきますので、特に、付議してこちらでご審議決定をいただくような重要な事項について、そのまま決定を経ないで動いてしまうなどということは、全くないのではないかと考えております。ただ、それを実現するには、教育委員会側と市長部局の側との連絡や連携が一層必要になると考えております。

山田
委員

この組織再編の条例などについての検討や審議の際に、私は参加させていただいてはおりませんでした。十分に審議された上で、決定されたことであろうと思っております。

ただ、私としては、この組織再編の趣旨を受けて、前向きに、教育委員会において学校教育を中心にしっかりとやっていきたいと思っておりますが、社会教育、もしくは生涯学習という分野も、教育というより大きな分野の中で、大変大切な分野であると思っております。私は、長年地域のクラブに所属しておりまして、そこで多くの親子にも関わってきていますが、その経験の中で一番感じていますのは、子どもは、本当に保護者といいますか、「親の考え方」や「親の感情の影響」をととても受けているということです。子どもたちというのは、本当に周りの大人の声かけ一つで、自分自身の壁を乗り越えることができたり、力を発揮して頑張ることができたりします。

子どもの成長を図るには、本当に大人自身も成長し続けて、成熟していかななくてはならないと考えております。「地域」で子どもたちを育てていくという観点など、教育には、さまざまな観点があると思っておりますが、子どもの成長を支える大人自身の成長を図るためにも、「生涯学習」や「社会教育」というものは、大変に重要な分野であると、ひいては、子どもたちにとっても重要な分野であると考えております。

今回、生涯学習部が市長部局になるということですが、社会教育の充実と発展を、ますます強く要望したいと思っております。

次に、教育の公正、独立性に関してですが、私は、教育委員会はどこ

にも支配されない、教育の公正さを保つために独立した組織になっていると理解しております。そういった意味で、これからも、社会教育に関しては、教育委員会でしっかりと見ていかななくてはいけないのではないかと考えています。ここに、補助執行ということで、ご説明を受けましたが、私たちの教育委員の意思は、補助執行ということで反映されると理解しておりますので、社会教育分野を担う部署は市長部局に移りますが、今後とも教育委員会では真剣に一つ一つ、しっかりと審議をしていかなければいけないのではないかと考えております。

田村委員長　私たちが、今後、社会教育分野についてどの程度関与できるかということは、まだ不明な点もありますが、もともと社会教育と学校教育は、車の両輪と言われておりましたので、私どもも、当然重視しておりました。今後とも、大切に審議をしていきたいと考えています。

長谷川委員　もう一点、質問をさせていただきたいと思います。

対比表の5ページの下の方の部分で、文化スポーツ部長及び子ども部長その他、職員の方が教育委員会の会議に出席し、説明することとなっています。教育委員会の出席者について規定されている部分ですが、これは、文化スポーツ部、子ども部と、教育委員会に関連のある内容があったときについては、出席をして説明するということであると思いますが、今はまだ2部になっていませんので、生涯学習部の皆さん、それから教育総務部の皆さんともこの教育委員会の説明者のメンバーで定例会を進めさせていただきませんが、今度からは、説明が必要になったときにだけ、その担当の方がいらっしゃるという形になるということでしょうか。

井上総務課長　ここで想定している「職員」は、基本的には文化スポーツ部並びに子ども部長、関連の課長職以上でございます。基本的には、教育委員会に関連する案件があれば、全員出席してもらいたいということで、このような規定を作らせていただきました。ただし、これから4月1日以降、実際どのように業務が展開していくかというところで、若干不明な部分もありまして、長谷川委員がおっしゃったように、必要な案件についてのみ参加するという選択も、可能性としてはあるとは思いますが、現時

点においては、基本的には教育委員会に関連する部署であれば、当然出席をしていただくということでもあります。

長谷川 今のご説明を受けますと、必ず出席ということでもなく、以前も、教育委員会定例会において、明らかに今回案件に関係のない職員は、本来の業務との兼ね合いで、欠席することもあり得るということで、欠席していた時期もありましたが、そのような形を想定されているのでしょうか。

しかし、最近ここ1、2年は、各委員の意見、そこから見えてくる事項が、すべて学校教育、生涯学習の垣根なく関連することがあるということで、全員の方の出席をいただいて進めてきた経緯があると思います。

実際に、進んでみないと、先ほどのご説明でもイメージがわからないところなのですが、例えば、学校教育における教科書の問題など、さまざまな問題が出てきたときに、教育委員の意見が出されて教育委員会がこのように考えた上でこう決定したという、議事録だけでは見えてこない部分について、こども部や文化スポーツ部の幹部の皆様にもその空気を伝えることができ、意識を共有していただければ非常にありがたいなという気持ちはあります。先ほどのご説明は、今後様子を見てということですので、私としては、なるべく1回でも多くご出席いただくような形がとれるとよろしいのではないかという意見を述べさせていただきたいと思います。

田村 こども部と文化スポーツ部において、補助執行を多く受けているわけですから、その幹部の方はレギュラーとして出席するのが当たり前なのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

井上 今、長谷川委員がおっしゃったように、基本的には全員出席という前提です。ただ、現時点では、限定的に申し上げざるを得ないと思っています。

しかし、こちらの基本的なスタンスとしては、全員常時出席を要請するところでもあります。

長谷川 ありがとうございます。確認させていただきました。

委員

田村 よろしいでしょうか。

委員長

それでは、これから採決に入りますが、この網かけの補助執行として
いる部分について、事務局案にもれがないかということが心配です。も
れがないということであれば、この議案第56号については採決に入
ります。ほかにないようでしたら、質疑・討論を終結してよろしいでし
ょうか。

それでは、これより議案第56号について採決いたします。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田村

異議なしということでございますので、議案第56号は可決いたしま
した。

委員長

続いて日程第2、報告第1号 「専決処分の承認について(大和市社
会教育委員の辞職について)」を議題といたします。

細部説明を求めます。

堀内社会教育課長。

堀内

附属機関でございます社会教育委員会議を構成する社会教育委員の任
免に関する事項につきましては、教育委員会の会議に付す事項となっ
ております。

社会教育

課長

本件につきましては、教育委員会を開催する暇がないということで、
大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則によりまし
て、教育長が代理で社会教育委員の辞職を承認しましたので、本日の教
育委員会でこれを報告し、承認を求めるものでございます。

2枚目をご覧いただきたいと思いますが、平成21年5月31日まで
任期がございます青蔭文雄氏から、別添のとおり辞任届が提出されてい
ます。これを、辞職日を12月9日としまして、専決処分したものでご
ざいます。これによりまして、社会教育委員は現在10名ということに
なります。規則上では社会教育員会議の定数は、15名以内ということ
になっておりますので、こちらについて、よろしくご審議お願いしま

す。

田 村 細部説明は終わりました。
委員長 質疑、ご意見等ございましたらお願いします。
長谷川委員。

長谷川 規則上の定数が15名以内ということで、10名になっても差しさわ
委 員 りはないということですが、任期が来年の5月末までということで、後
任の方については、「以内」ということで、特にお決めにならない方向
なのかどうかと、6月までの社会教育委員会議の開催予定、回数などわ
かりましたら、教えていただければと思います。

田 村 今後の会議の予定ですが、2月末と新年度になりまして4月に予定し
委員長 てございます。あと任期中にあと2回ございますが、現在の予定では、
このまま10名の委員で会議を続けさせていただくことにしたいと考えて
しております。

堀 内 よろしいですか。
社会教育 それでは、報告第1号について採決をいたします。
課 長 本件の承認に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

田 村 異議なしということでございますので、報告第1号は承認することに
委員長 決しました。

ここで日程の変更をさせていただきます。

日程第3 報告第2号ですが、審議の都合上、「その他」の後に審議
することといたします。

田 村
委員長 その他
それでは、続いてその他に入ります。
各課で報告事項がございましたら、順次報告をしてください。
中村指導室長。

中 村 平成20年度神奈川県「学校へ行こう週間」実施状況について報告さ
指導室長 せていただきます。

昨年同様、市内28の小・中学校のすべてが、10月20日から11月3日の「学校へ行こう週間」及びその前後で授業公開を兼ねました学校公開を実施しました。今年度の実施状況ですが、来校者数では1万7,658人で、昨年よりも2,123人多くなっております。内訳は、小学校が1,242人、中学校が881人の増加となっております。

昨年との大きな違いは、期間中に実施した学校が22校から25校になったことと、昨年は1校だけでありました土曜参観日の実施校が2校となっております。今年から「学校へ行こう週間」の最中に、土曜参観を実施した学校は、学校評価アンケートの保護者意見と父親にも子どもたちの教育に関心を持ってもらいたいという教職員の意見から行ったということだそうです。

2校時目と3校時目の間の業間休みには、子どもたちの遊びの様子を教室の窓から、または昇降口から見ている父親が多くいたという報告を受けております。またこの中で、遊びの中に一緒に入ってくださったお父さん、また鉄棒の指導をしてくださったお父さんも多くいらっしゃったという話を聞いております。

以前では見られなくなっていたのですが、今回は、多くの父親が参観後の懇談会にも参加したということでもあります。

この土曜参観が行われなくなった背景には、参観には多くの父親が来られますけれども、その後の懇談会にはほんの数人しか残ってくださらなかったという背景などがあります。また近年、授業時間数の確保から、年々実施する学校が少なくなってきたということも挙げられております。

このほかに、期間中公開を行った日数が延べ88日から112日と、24日間も多くなっていることも、参観者数の増えた要因と考えております。

学校からは、「保護者の参観が多くなったのは良いことだが、地域の方々の参観が少ない」という感想をいただいております。来年度、指導室しましては、例年行っておりますホームページの紹介のほか、「広報

やまと」、また自治連の会合などに出席させていただきまして、アピールをしていきたいと思っております。

田 村 続いて、「つる舞の里の歴史資料館企画展」について。

委員長 堀内社会教育課長。

堀 内 続きまして、つる舞の里の歴史資料館企画展について、開催結果のご報告をさせていただきたいと思えます。

社会教育 課 長 お手元の資料でございますが、開催の期日としまして、11月1日から24日まで、日数は21日間ございました。

入館者として1,103名、1日平均52.5名ということで、19年度のつる舞の里の年間の入場者が4,373人と、約4分の1、昨年の実績に当たりますとこの回に見えたということで、かなり好評を博した企画展でございました。

3番目として関連講座でございますが、期間中の毎週土曜日に4つの講座というか、実際には展示解説が2回ございますので、実際に中央林間、南林間を歩くこと、それから北海道大学大学院の教授で越澤先生にお越しいただきまして、ご講演をお願いして講座を行いました。

その4つの講座で70名の参加、それを含めて1,103名ということでございます。

中段以下が11月22日開催いたしました最後の北海道大学の先生を呼びました講座のときにいただいたアンケートでございます。裏面のほうをご覧いただきますと、4番のところ、裏面の一番上のところですが、「講座内容に満足していただけましたか」という問いに対して、アンケートをいただきました28名の方全員から、「はい」という回答をいただいております。括弧の中ですが、「もう少し時間をかけてほしかった」、「興味深かった、大変満足です」ということで、大変好評をいただきました。

また、自由感想欄ですが、「再度の開催を期待します」という感想もありましたので、そういったことも考慮しながら、次回の企画展を決めていきたいと考えております。

なお年度内につきましては、お借りしていた資料以外は、例えば、林

間都市のジオラマなどは展示してありますので、よろしければ、またお越しいただければと思います。

田 村 続いて「さくら文芸祭」について。

委員長 堀内社会教育課長。

堀 内 それでは、続きまして「さくら文芸祭」を説明させていただきます。

社会教育 平成18年度から、文化祭を3月にしまして、短歌・俳句・川柳の3
課 長 部門を開催しています。今回で3回目となります。その作品募集といたしまして、1月5日から1月26日まで作品募集をさせていただきます。

展示期間としましては、3月11日から3月15日、郷土民家園で行います。応募資格としましては、在住・在勤・在学、学習センター等市内で活動されている団体のメンバーでございます。

表彰ということで、最優秀賞各1点、優秀賞若干名を表彰させていただきます。表彰式は3月15日11時から「しらかしのいえ」で行う予定でございます。

なお、当日は音楽家協会にお願いいたしまして、長谷川委員の演奏をお願いできればと思っていますので、よろしくお願いいたします。

田 村 それでは、「やまと成人式」について。

委員長 阿部青少年センター館長。

阿 部 お手元の平成20年度「やまと成人式」開催概要をご覧いただきたい
青少年 と思います。

センター 今年度の成人式の開催日は、1月12日、大和スポーツセンターの第
館 長 1体育室で開催いたします。

対象者につきましては、昭和63年4月2日から平成元年4月1日生まれの新成人で、対象者は2,102名となります。

プログラムにつきましては、2部構成となっております。第1部は式典で厳粛に行い、第2部はアトラクションで立食パーティー形式となり、例年と同様のものがございます。

時間につきましては、11時開場で11時45分に開会し、1時30分に終了する予定でございます。

今年度も実行委員会を組織いたしまして、公募による新成人代表7名を含む20名で準備を進めてきました。

協力につきましては、青年会議所ほか多くの方の協力を得て実施いたします。委員におかれましては、ぜひご出席お願いいたします。

なお、委員長には、主催者紹介がございますので、当日ステージに登壇していただきます。よろしくお願い申し上げます。

田村委員長 各課の報告事項は終わりました。何か質問等ございますか。
長谷川委員。

長谷川委員 「さくら文芸祭」ですが、応募資格のところで、小・中学生という欄もあったので、子どもたちの作品に期待したいところです。非常に斬新な感性で、大人も逆に驚くような作品があると良いと思いますが、学校単位ということで、夏休みの宿題で、給食展のポスターなどが出されていますが、そのように、学校で、学年ごとにまとめて出品や応募をしようという取り組みも効果的ではないかと思います。

既にそういう取り組みがあるか、または、今からでももし間に合えば提案させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

田村委員長 学校には、呼びかけは行っていますでしょうか。

堀内社会教育課長 はい。ご案内を差し上げています。

田村委員長 あとは、学校でどう採りあげるかですね。

堀内社会教育課長 ただ、時期的にこちらのご案内が多少遅い関係で、なかなか作品が集まらないというのが、実情です。

田村委員長 学校においても、子どもたちに呼びかけをしてもらえると、また、応募者も増えてくるかと思います。お願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

「学校へ行こう週間」ですが、来年も行う予定でしょうか。

中 村 はい。来年も実施となっております。

指導室長

田 村 先ほどの報告の中に、土曜日に開催した学校が2校あったということで、そのことに関連して意見と質問があります。

委員長

以前、参加者が減ってきた理由は、後の懇談会にお父さん方が残らなかったのということです。働いている人が多い中で、学校へ来ていただくことがまず、第一義であって、懇談会に残る、残らないは、残っては欲しいのですが、その次の話なのではないかと思います。これは土曜日に開催したほうが良いのではないかと思います。

2点目ですが、中学校で8日間ぐらい開催されていますが、そのときの反応はいかがでしたでしょうか。

中 村 中学校におきましては、委員長がおっしゃったように、たくさんの機会を設けていきたいという気持ちがあります。しかし、小学校の場合、来ていただくのは非常にありがたいことなのですが、多くの方に見られていますと、子どもたちのほうがかえって疲れてしまうというのがあります。

指導室長

そのような理由もありまして、小学校におきましては、概ね3日から4日間ぐらいの開催になっています。

土曜参観についてですが、実際に土曜日の公開を行いますと、2時間目、3時間目の公開としますと、振替が月曜日となりますので、月曜日の平均的な授業数が5時間であることを考えると、実質2、3時間程度授業時間が減ってしまうという問題点があります。授業時間が減るのがいいのか、それとも父親に学校の様子を多く伝えたほうがいいのか。今後、学校とも検討、協議していきたいと思います。

田 村 ほかに質問等ないですね。よろしいでしょうか。

委員長 では、事務局でほかに何かございますか。

委員から何かありますか。

それでは、特にないようでしたら、1月定例会の日程をお知らせしまして、その他を終了いたします。

1月定例会は、1月22日木曜日、午前10時からを予定しております。

す。

議 事

田 村 続きまして、次の日程第3 報告第2号ですが、非公開とすべき人事
委員長 案件ですので、審議を非公開といたしますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 異議なしということでございますので、日程第3 報告第2号は非公
委員長 開といたします。

傍聴人の退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

田 村 それでは、暫時休憩とさせていただきます。

委員長

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

<以下、審議非公開>

閉 会

田 村 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

委員長 これにて、教育委員会12月定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時26分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成20年12月25日

署名委員

署名委員

書 記